



平成21年10月
金融庁

平成22年度 税制改正要望について

要望項目

1. 個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備

- ◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大

2. 海外投資家による我が国金融・資本市場への投資の促進

- ◆ 非居住者等による債券投資に係る利子の非課税措置の充実

3. その他

- ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長
- ◆ 少額の上場株式等の投資のための非課税制度の法制上の措置の実現
- ◆ 生命保険料控除制度の改組に伴う所要の法制上の措置の実現

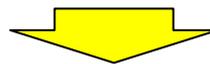
1. 個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備

◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大

金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備。

【現行制度の問題点】

金融商品間の損益通算においては、上場株式等の譲渡損失と配当との間に限られており、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。



【要望事項】

- 金融商品間(上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引など)について損益通算の範囲を拡大すること。
- 債券の利子と譲渡損失の損益通算を認めるにあたって、現行の債券税制を見直すこと。

(参考)金融商品間の損益通算の範囲(現状)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	配当(申告分離)	譲渡所得(申告分離)
債券・公社債投信・預金	利子(源泉分離)	非課税
先物取引(取引所取引)	雑(申告分離)	

 損益通算が可能(20年度税制改正において措置済)

2. 海外投資家による我が国金融・資本市場への投資の促進

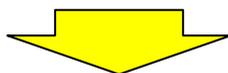
◆ 非居住者等による債券投資に係る利子の非課税措置の充実

海外投資家が我が国金融・資本市場に投資しやすい環境を整備し、魅力を高めることで、我が国市場を活性化。

【現行制度の問題点】

我が国公社債市場における海外投資家の保有比率は社債を中心に極めて低い。その要因として、以下の点が指摘されている。

- 国債、地方債においても、非課税措置を受けるための投資手続きが煩雑
- 海外投資家の社債投資における受取利子が課税（国債、地方債は非課税）



【要望事項】

- 非居住者等が受取る国債・地方債に係る利子の非課税措置について簡素化・拡充を図ること
（注）簡素化＝非課税措置の適用手続を発行体毎（多数）ではなく振替機関毎（日銀・ほふりのみ）に変更するなど。
拡充＝非居住者等の範囲を海外の年金基金が対象となるよう明確化するなど。
- 非居住者等が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入すること

（参考）経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）（抜粋）

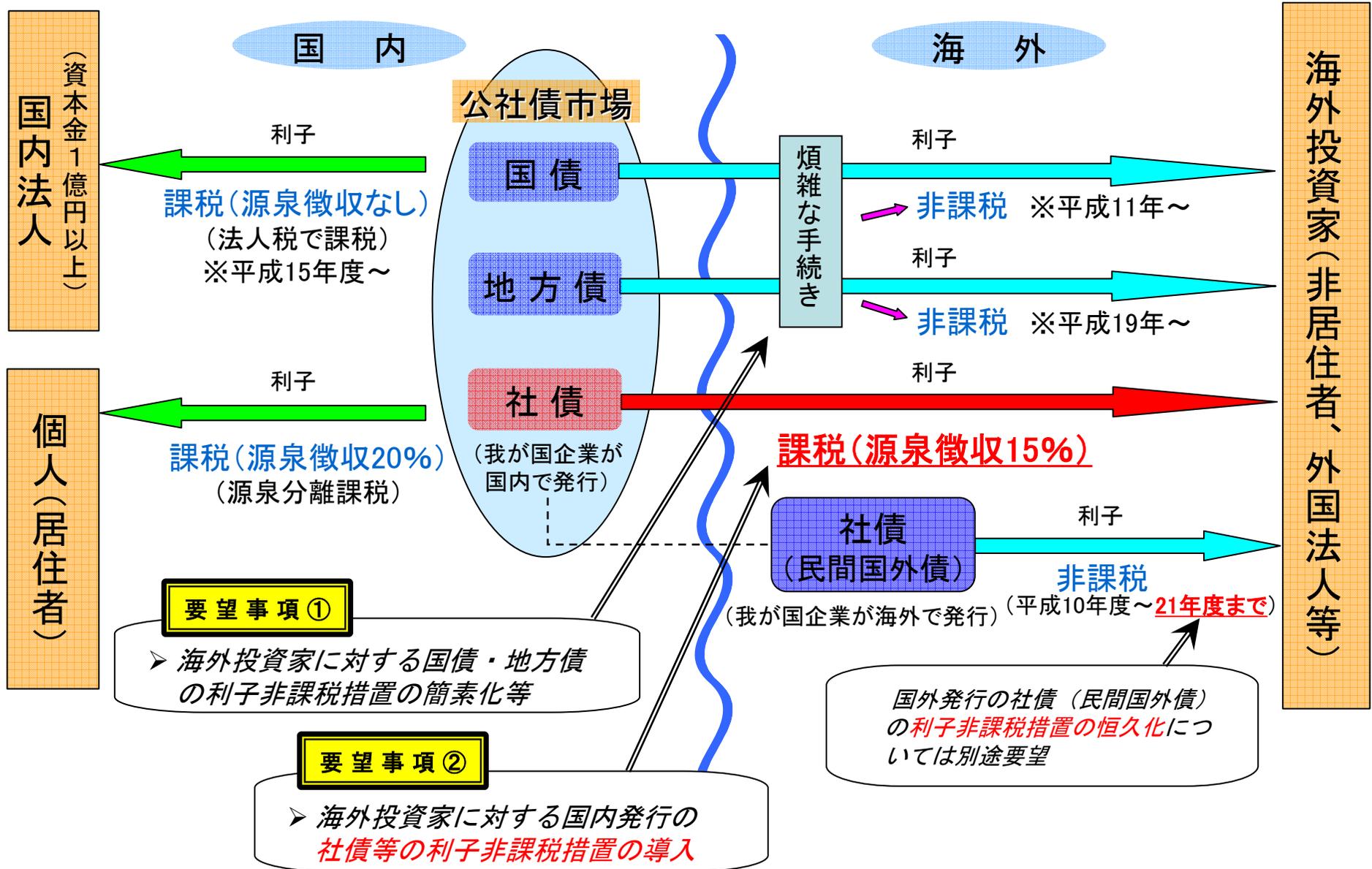
第2章 成長力の強化

2. アジア・世界の持続的成長への貢献

③ 高度人材受入促進と対日投資の拡大

- ・ 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。

我が国公社債の利子課税の概要

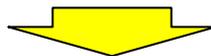


3. その他

◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置の恒久化又は延長

【現状】

近年における台風の頻発等により異常危険準備金の多額の取崩しが発生。現在の積立率は、今後の異常危険災害に備えるための水準に達していない状況にある。

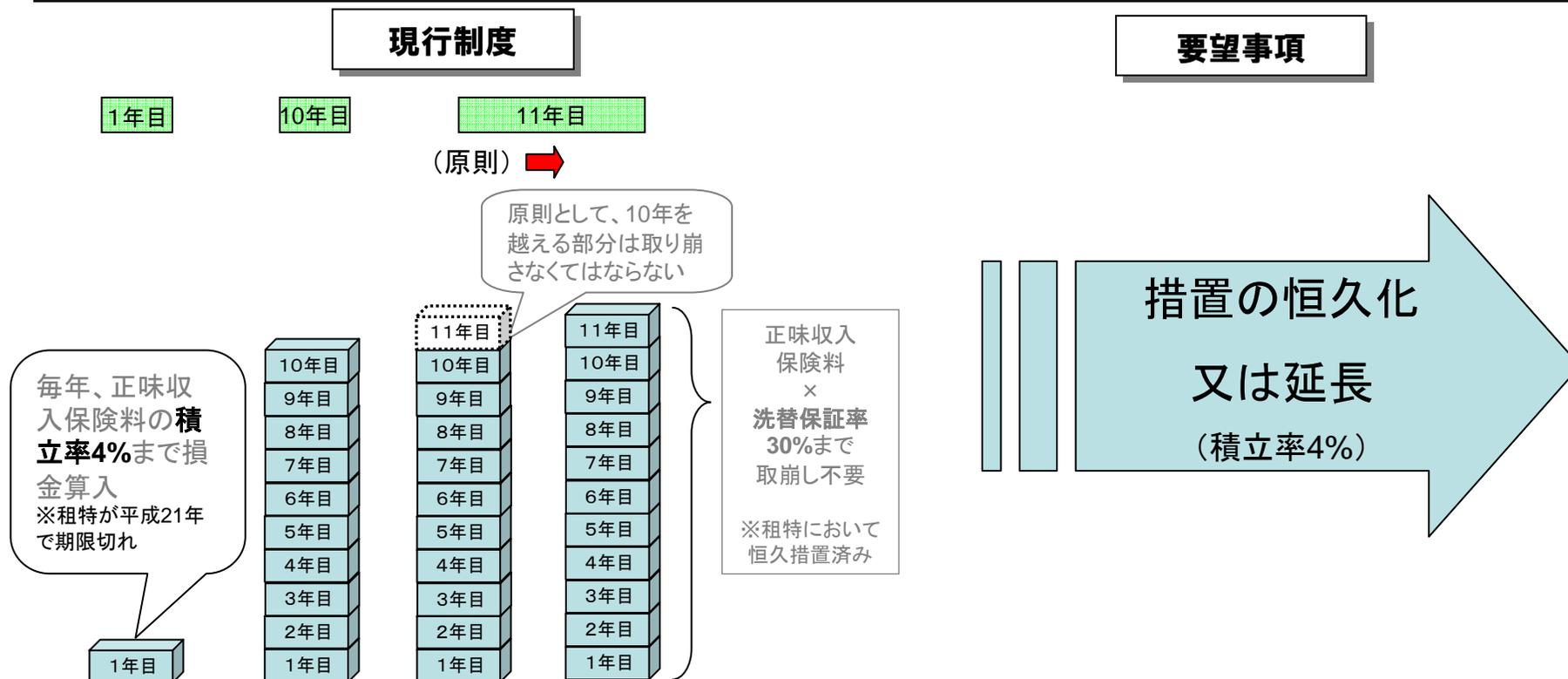


【要望事項】

○ 巨大災害に対しても確実に保険金を支払う観点から、火災保険等に係る異常危険準備金制度について、現行制度の措置を恒久化又は延長（※）すること。

※平成21年度末で措置期限切れ

・ 積立率：正味収入保険料×4%（現行と同じ）



◆ 少額の上場株式等の投資のための非課税制度の法制上の措置の実現

【要望事項】

- 上場株式等の配当、譲渡益に対する本則税率(20%)の適用開始時に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設すること。
- 制度設計にあたっては、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等に留意するとともに、投資家の利便性や金融機関の実務にも配慮すること。

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設(案)

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 500万円（100万円×5年間）
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（20歳以上）
7. 導入時期 : 上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

〈非課税措置のイメージ〉



◆ 生命保険料控除制度の改組に伴う所要の法制上の措置の実現

【要望事項】

- 現行の生命保険料控除制度を、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除(年金払積立傷害保険を含む)に改組することについて、平成22年度改正において法制上の措置を講ずること。

現行制度

一般生命保険料控除
(遺族、介護、医療保障)

控除額上限
国5万、地方3.5万

個人年金保険料控除
(老後保障)

控除額上限
国5万、地方3.5万

要望事項 (新制度の法制上の措置の実現)

制度全体の所得控除限度額
国12万、地方7万

一般生命保険料控除
(遺族保障)

控除額上限
国4万、地方2.8万

介護医療保険料控除
(介護・医療保障)

控除額上限
国4万、地方2.8万

個人年金保険料控除
(老後保障)

控除額上限
国4万、地方2.8万

※ 本制度は新規契約から対象とする。

[その他の要望事項]

- ◆ 支払通知書等の整備に係る所要の税制措置
- ◆ 上場株式等の特定口座への預入れに係る所要の税制措置
- ◆ 上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置
- ◆ 上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置
- ◆ 日本版預託証券(JDR)等に係る所要の税制措置

- ◆ 非居住者等が受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置の恒久化等
- ◆ 外国子会社合算税制について、二重課税調整措置を整備すること

- ◆ 生命保険料控除の対象契約として少額短期保険業者と締結した保険契約を追加
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◆ 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持

- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げ
- ◆ グループ法人税制の整備
- ◆ 信託受益権の質的分割(複層化)に係る所要の税制措置
- ◆ 取引相場のない株式を信託財産とする信託受益権に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例
- ◆ 確定拠出年金に係る拠出制限の緩和
- ◆ 特定目的会社の導管性要件である特定社債の国内50%超募集要件の見直し
- ◆ 特定目的会社による特定不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長

- ◆ 金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律における登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◆ 預金保険法に基づく資本注入による資本増加の際の登録免許税の軽減措置の延長
- ◆ 資金決済に関する法律の施行に伴う所要の税制措置